

## 5 大田 勤 議員



- 1 岩内町地域防災計画と運上屋川、ポン岩内川の水防計画で住民の生命、財産を守れ
- 2 住民の移動手段を確保する地域公共交通ノッタラインの快速便で円山循環を
- 3 地域防災と要支援者世帯への除雪費助成を
- 4 0歳から12歳までのインフルエンザ予防接種の無料化で子育て支援の住みよい岩内町へ

### 1 岩内町地域防災計画と運上屋川、ポン岩内川の水防計画で住民の生命、財産を守れ

災害対策基本法に基づき、防災関係各機関がその機能のすべてをあげて、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するための事項を定め、防災の万全を期すと岩内町地域防災計画の修正が行われた。

岩内町地域防災計画で、野東川による洪水浸水想定区域が出され、岩内第二中学校、西保育所など、3メートル以上、5メートル未満、運上屋川やポン岩内川、河川流域一帯も3メートル未満の洪水浸水想定区域と図示され、野東、宮園、相生、清住、御崎、大和、万代、高台などは、洪水浸水区域とされた。

木村町長は、町民の生命と財産を守るため、必要な道路・河川などの整備や老朽化した社会インフラの計画的な更新・修繕を進めるとともに、地域における防災体制の充実を図り、災害に強い町づくりを訴え、政策的には共感できるものです。

こうした洪水・浸水地域が図示され、生命・財産を守る地域防災計画で対応が求められた背景は。

2018年7月2日から5日にかけて降った雨により、岩内町では8河川、8路線に被害が及び、運上屋川、河川流域の住民355世帯に避難勧告が出される災害に見舞われ、被害の要因は河川の水位が上昇し、流速が上がったため河床部の洗掘や護岸背後地の吸出による護岸損壊が発生したためと答弁している。

野東川の洪水で、運上屋川やポン岩内川の河川周辺が3メートル未満の浸水と図示され、街中を東西に走る運上屋川、ポン岩内川は水防区域に指定されたのか。

洪水浸水区域の想定は3メートル未満としたが、運上屋川、ポン岩内川の計画高水位は0から60センチで、現在の護岸では対応はできません。どのような対応を考えていますか。

河川維持管理業務において、流下阻害や河床の洗掘など、また、護岸に対して

水あたりが強くなるため、中洲、寄り洲など、計画的に河道確保を進めるとしたが、一向に整備されていないのはどのような理由からか。

運上屋川やポン岩内川の護岸の劣化が進んでいます。護岸の改修整備から57年が過ぎ、コンクリートブロック30年、石造りでも50年の耐用年数を過ぎた護岸の改修整備や堤防のかさ上げが喫緊の課題として求められていると思うが、いつ着手するのか。

運上屋川流域と並行する高台含翠園山側一帯や、老松橋付近一帯の低地部の排水は困難として、今後、検討としていますが、こうした地域の対策は進めているのか。

岩内町の排水計画では、どのように対策を立てているのか。

低地部のバックウォーター対策では、堤防の整備強化や、川底を掘って、水の流れる量を増やすこと、大雨のときに排水管をふさぐゲートの設置などが指摘されているが、こうした検討も行っているのか。

地域防災計画で洪水・浸水箇所が明らかになったことから、河川の管理に野束川、中央橋に設置された水位計のように、町も簡易型河川監視カメラの設置など国の予算を活用して安全対策ができないのか。

2018年7月に、運上屋川の余裕高は30センチです。ブロック1枚の護岸の高さです。4日から5日にかけて降った111ミリの雨量では、あと1時間で老松橋付近、宮園橋から宮園2号橋一帯は洪水になり、河川流域の民家や低地は浸水し、住民の財産は守れません。

水防区域に入っていない運上屋川やポン岩内川の治水対策計画と岩内町水防計画の見直しで、気候変動に適応した治水計画へ転換することはまったなしの状態と考えますが、所見を伺います。

**【答 弁】**  
**町 長：**

岩内町地域防災計画と運上屋川、ポン岩内川の水防計画で住民の生命、財産を守れ、について、9項目のご質問であります。

1項めは、こうした洪水・浸水地域が図示され、生命・財産を守る地域防災計画で、対応が求められた背景は、についてであります。

国土交通省によりますと、近年、集中豪雨等による水害が頻発しており、短時間で河川が増水したり、堤防が決壊して甚大な被害が発生する事例も増えてきており、洪水時の被害を最小限にするためには、平時より水害リスクを認識したうえで、氾濫時の危険箇所や避難場所についての正確な情報が何より重要であるとされております。

この考え方を踏まえて、本年度の岩内町地域防災計画の修正において、洪水浸水想定区域図を追加したところであります。

2項めは、野東川の洪水で、運上屋川やポン岩内川の河川周辺が、3メートル未満の浸水と図示された、街中を東西に走る運上屋川、ポン岩内川は水防区域に指定されたのか、についてであります。

本年度の地域防災計画の修正で追加しました洪水浸水想定区域図に関しましては、運上屋川、ポン岩内川等の町管理の河川ごとに指定するというものではなく、北海道が管理している野東川に係る保有データにより、岩内町内の洪水浸水想定区域を図示したものであり、水防法の規定においても、国又は都道府県が指定した洪水浸水想定区域について、市町村の地域防災計画に定めるというものであります。

一方、ご質問の水防区域につきましては、岩内町水防計画の資料編に別表を、また、岩内町地域防災計画の資料編に、資料及びその別図を掲載しているものでありますが、昨年7月の大雨等を踏まえ、両河川について、現在、掲載するよう準備しているものであります。

3項めは、洪水浸水区域の想定は3メートル未満としたが、運上屋川、ポン岩内川の計画高水位は0から60センチ、現在の護岸では対応できません、どのような対応を考えていますか、についてであります。

このたびの洪水浸水区域については、想定しうる最大の降雨による浸水区域と深さを見直した結果であり、一義的には、避難勧告等の適切な発令や主体的な避難の取り組みを進めるための情報であります。

こうした状況から、まずは、避難場所や避難路の確保など対策が必要と考えられるほか、河川整備としては、護岸形式や河道の拡幅等の流下能力を向上させることが考えられますが、大規模な事業となり、事業費も多大なものとなることから、整備手法等について検討する必要があり、加えて、洪水浸水区域の範囲が運上屋川及びポン岩内川広域に及ぶことや野東川の浸水対策の動向にも左右されることから、北海道と連携を図りながら、老朽化対策を含む河川改修全体の中で対応を検討してまいります。

4項めは、流下阻害や河床の洗掘など、また護岸に対して水あたりが強くなる中洲、寄り洲など、計画的に河道確保を進めるとしたが、一向に整備されないのはどのような理由なのか、についてであります。

河道の確保対策については、これまでも河川内の状況を確認しながら、土砂の堆積により生じた中洲、寄り洲の撤去、河床均しを計画的に進めきたところであり、今年度も、運上屋川及びポン岩内川の浚渫工事を実施しているところ

であります。

今後につきましても、引き続き、河川の流下能力を確保し、護岸決壊、背面吸い出しを防止するため、運上屋川及びポン岩内川の浚渫工事を計画的に進め、河道の確保に努めてまいります。

5項めは、運上屋川やポン岩内川の護岸の劣化が進んでおり、耐用年数を過ぎた護岸の改修整備や堤防のかさ上げが喫緊の課題として求められていると思うが、いつ着手するのか、についてであります。

運上屋川及びポン岩内川の護岸については、全体的に老朽化しており、50年を経過している護岸もあることから、老朽化対策の必要があるものと認識しておりますが、先に述べたとおり、具体的な対策の手法等は河川改修全体の中で検討しなければならないものであり、財源確保の課題もあることから、当面は、緊急対策として、施設の健全性と安全性を確保するため、盛土等による補強工事や危険性の高い護岸の改修工事を実施してまいります。

6項めの、運上屋川流域と並行する高台含翠園山側一帯や老松橋付近一帯の低地部の排水は困難として、今後、検討としていますが、こうした地域の対策は進めているのか、岩内町排水計画では、どのような対策を立てているのか、と、7項めの、低地部のバックウォーター対策で、堤防の整備強化、川底を掘って水の流れる量を増やすこと、大雨のときに排水管をふさぐゲートの設置などが指摘されているが、こうした検討も行っているか、については関連がありますので、あわせてお答えします。

河川の高水位による含翠園付近などの低地部の排水対策としては、岩内町排水計画においては、河川の水が逆流するのを防止するため、排水放流口に水門を設置することとしていることから、今後、大雨時における対策として実施してまいります。

また、河道の確保のための浚渫については、順次、取り組んでいるところであり、今後、低地部付近も実施していきたいと考えておりますが、堤防の整備強化は、決壊による氾濫の防止対策と考えられ、低地部の浸水の原因が、河川に自然流下させることが物理的に困難となっていることが原因であることから、これらの課題解消のために必要な対策として、ポンプの増強による強制排水について検討してまいります。

8項めは、地域防災計画で洪水・浸水箇所が明らかになったことから、町も簡易型河川監視カメラの設置など国の予算を活用して安全対策ができないのか、についてであります。

町が管理する普通河川における、簡易型河川監視カメラの設置については、現段階では国の予算を活用することは難しいものと認識しており、将来的に導入を検討する必要性は認識しているものの、当面は、北海道が設置する野東川の危機管理型水位計情報の活用と、町が設置する水位計により安全対策を進めてまいります。

9項めは、水防区域に入っていない運上屋川やポン岩内川の治水対策計画と岩内町水防計画の見直しで気候変動に適応した治水計画へ転換することはまったなしの状態と考えますが、所見を伺います、についてであります。

本年10月、国は、毎年のように発生する災害への対策として将来予測をもとにした気候変動に適応した治水計画のあり方に関する技術的な提言をまとめたところであります。

今後、国においては、提言をもとに、気候変動が進んでも治水安全度が確保

できるよう河川整備計画等の対応策などの見直しが具体化するものと考えております。

したがって、町といたしましても、今後の国の動向を注視し、細部の運用について見定めながら、本町にあった治水対策を講じるよう進めてまいります。

## < 再 質 問 >

護岸の改修は、河川改修全体の中で検討する。財源確保の課題から、当面、盛土等による補強工事や危険性の高い護岸の改修工事を実施していくとしましたが、どこの箇所から改修工事を実施するのか。

護岸全体が老朽化している中で、どこから優先に行うのか。

バックゲート対策として排水放流口に水門を設置していますが、低地部への溢水対策は、これで対応できるのですか。

また、低地部の河川の余裕高は30センチです。

こうした対応で、河川の溢水は防げるのですか。

**【答 弁】**

**町 長：**

岩内町地域防災計画と運上屋川、ポン岩内川の水防計画で住民の生命、財産を守れ、について、3項目のご質問であります。

1項めは、どの箇所から改修工事を実施するのか、護岸全体が老朽化している中でどこから優先に行うか、についてであります。

運上屋川及びポン岩内川の護岸の老朽化対策については、当面は緊急対策として、危険性の高い護岸の改修工事を考えておりますが、具体的には、点検等により危険と思われる、増水時に護岸への水あたりが強くなると考えられる箇所等について優先的に実施してまいります。

2項めのバックゲート対策として、排水放流口に水門を設置していますが低地部への溢水対策はこれで対応できるのですか、と、3項めの低地部の河川の余裕高は30センチメートルです、こうした対応で河川の溢水は防げるのですか、については、関連がありますので、あわせてお答えいたします。

水門は、河川水位の上昇による排水放流口への逆流を防止するものであり、低地部で溜まった水については、ポンプにより下流側への強制排水により対応することとしております。

また、土砂の堆積により生じた中洲・寄り洲の撤去、河床均しを計画的に進め、河道を確保することにより、余裕高の維持を図り溢水を防ぐこととしております。

## < 再々質問 >

宮園橋から神社橋にかけての護岸は、一部かさ上げし護岸の後背を盛土で補強していますが、護岸全体が劣化し、積み上げたブロックは川の流れてコンクリートブロック本体が崩れ落ち、かさ上げた護岸はつなぎの部分に隙間ができたり、劣化したかさ上げブロックが崩れ出し、かさ上げ堤防の鉄筋が露出し、崩れ出すものなど何箇所か見受けられる。

護岸も積み上げたブロックの後背部がすかすかになり、盛土も崩れ降雨時に護岸損壊の危険がある箇所が連続してあり、川の増水時に溢水し、堤防の役割を果たすことはできません。

計画高60センチで雨が降ると、護岸ブロック1枚、30センチで洪水に耐えている河川の河道の浚渫や、河川の底に蓄積した中洲、寄り洲、土砂を掘削し、根元から水位を下げ、河道掘削工事は早急に取り組まなければなりません。

老松橋付近や神社橋付近住宅への河川の逆流を防ぎ、河川周辺の住民の生命と財産を守るバックウォーター対策のための水門施設をつくる被門工事も必要です。

現在の護岸や堤防では、運上屋川やポン岩内川流域の住民の安全や安心、財産を守ることはできません。

年次を切って早急に、新設、改修工事に予算をつけることが木村町長が町民に訴えた災害に強い町づくりだと指摘しておきます。

**※再々質問については、指摘のため、町長答弁はしておりません。**

## 2 住民の移動手段を確保する地域公共交通ノッタラインの快速便で円山循環を

1 1月5日に開かれた建設産業常任委員会で、いわない循環バス、ノッタラインの利用状況が報告された。平成30年10月から令和元年9月までの乗車人数は、全体で43,024人、運賃収入は502万1,224円。前年比では、乗車人数が8,231人、23.7パーセントの増。運賃収入は95万961円。23.4パーセント増と報告された。

障がい者の乗車人数は、1年間で8,604人、月平均717人がノッタラインを利用している。

また、降雪期の12月から3月までは、各月とも乗車人数は4,000人を超え、住民の足として活用されていることが報告された。

子どもや、障がい者も含め、地域住民の大切な移動手段としてノッタラインが定着してきていることが伺えるが、乗車料金引き上げによる乗車人員への影響は。

東山団地3号棟から岩内地域人材開発センター前に停留所が移動し、いままで3号棟の中で雨風をよけ、バスを待つことができたが、お年寄りなどバス停の移設で雨や風雪の中でバスを待たなければならず、不便になったなど苦情が寄せられています。

町には、こうした利用住民からの苦情などは寄せられていないのか。

令和2年度、岩内町地域内フィーダー系統確保維持計画で住民ニーズに合った交通サービスの提供と地域公共交通の利用拡大を行うことで、住民がより安全で安心な暮らしを実現するための持続可能な地域公共交通の確保・維持・改善が今後必要と示されている。

円山循環線交通の新たな交通体系として、ノッタラインと乗り合いタクシーを活用した事業化の検証をしていると第2回定例会で答えているが、その進捗は。

円山循環線沿線に居住する住民は、皆が自家用車を所有している方ではない。高齢化で免許証を手離した方もおり、移動手段は公共交通を頼るしかありません。町に用事や買い物で出るにもタクシー移動となり、年金生活では利用料金は馬鹿になりません。

検証を進める岩内町地域公共交通活性化協議会に、沿線住民が入っていないのは、円山循環線バス復活を切実に願う住民の声が反映されていないのではないのか。

旧円山路線で、移動手段をバスに頼っていた住民は何人いたのか。

現在、何名いるのか、町として把握していますか。

沿線住民や利用住民との話し合い、説明会などを開き、住民要望を直接聞く場が必要ではないのか。

来年度から36ホールで供用開始となるパークゴルフ場のシーズン券を、高齢者に配慮して利用料を75歳以上は安くする案が出ています。しかし、75歳以上の高齢者をどんな移動手段で集客するつもりなのか。

1年間の乗車人数平均で、2便、3便が29.4名、25.2名。4便が19.2名と、午前中に病院や役場、買い物などを済ませる傾向が強く、6、7、8便は10名以下で推移しています。

現実に乗車人員が少ない時間帯や、あまり乗降客が多くない停留所を飛ばし、住民要望の多い円山を循環する快速路線バスを午前・午後1便ずつ運行するこ

とも住民ニーズに合った交通サービスの提供になるのではないのか。

円山循環線路線の復活要望は、住民の中に渦巻いています。いつまで検討し、いつをめどに結論を出し、実証運行に進めるのか、町長の決断が求められていると考えるが、答弁を求めます。

**【答 弁】**

**町 長：**

住民の移動手段を確保する地域公共交通ノッタラインの快速便で円山循環を、  
について、7項目のご質問であります。

1項めは、子どもや、障がい者も含め、地域住民の大切な移動手段としてノ  
ッタラインが定着してきていることがうかがえるが、乗車料金引き上げによる  
乗車人員への影響は、についてであります。

料金改定後の乗車実績につきましては、本年10月が3, 246人、11月  
が3, 774人であり、料金改定前の9月と比較しましても11月の時点では  
466人の増であることから、現時点における料金改定に伴う利用客の減少な  
ど乗車人員への影響はないものと考えております。

2項めは、東山団地3号棟から岩内地域人材開発センター前に停留所が移動  
し、いままで3号棟の中で雨風をよけ、バスを待つことができたが、お年寄り  
など、バス停の移設で雨や風雪の中でバスを待たなければならず、不便になっ  
たなど苦情が寄せられています、町にはこうした利用住民からの苦情などは寄  
せられていないのか、についてであります。

東山団地3号棟停留所がありました町道は、道幅が狭く、積雪時にバスが停  
車することで他の車両が通行できなくなることから、地域住民より道路交通面  
からの苦情が寄せられ、利用者の安全面と利便性、車道部の安全で円滑な走行  
環境を確保するため、岩内地域人材開発センター前に停留所を移設した経緯が  
あります。

停留所移設に関して、町や運行事業者であるニセコバスに、これまで苦情な  
どは寄せられておりませんが、停留所全体の位置につきましては、今後も安全  
面を最優先に運行事業者と必要な検討を行ってまいりたいと考えております。

3項めは、円山循環線交通の新たな交通体系としてノッタラインと乗り合い  
タクシーを活用した事業化の検証の進捗は、と、5項めの、来年度から36ホ  
ールで供用開始となるパークゴルフ場のシーズン券を安くする案が出ているが、  
75歳以上の高齢者をどんな移動手段で集客するつもりなのか、については、  
関連がありますので、あわせてお答えいたします。

円山循環交通につきましては、現在、いわないパークゴルフ場利用者の利便  
性も踏まえ、旧岩内円山線の運行ルートを基本に、町内タクシー事業者による  
乗合タクシーの事業化の検証を進めており、令和2年1月開催予定の岩内町地  
域公共交通活性化協議会で引き続き協議を進める予定であります。

4項めは、検証を進める岩内町地域公共交通活性化協議会に沿線住民が入っ  
ていないのは円山循環バス復活を切実に願う住民の声が反映されていないので  
はないか、旧円山路線、移動手段をバスに頼っていた住民は何人いたのか、  
現在、何名いるのか町として把握しているか、沿線住民や利用住民との話し合  
い、説明会などを開き、住民要望を直接聞く場が必要ではないのか、について  
であります。

岩内町地域公共交通活性化協議会の委員につきましては、計画を策定する町、  
道路管理者、公安委員会、公共交通事業者、学校関係、地域住民又は利用者の  
代表、国の機関、北海道の機関、専門家で構成され、それぞれの立場、知見を  
もって本町の公共交通のあり方について検討いただいております、そうした協議の  
中で円山循環交通に関する要望も踏まえ、協議されております。

次に、旧岩内円山線について、平成28年10月から平成29年9月までの

年間利用人員は14,433人であり、運行事業者である北海道中央バスが平成29年度中に、毎月1週間ずつ乗車人員を調査した結果では、1便あたり約7.5人の方が利用されていたことが報告されております。

現在、円山循環交通を必要とされている方の具体的な人数は把握しておりませんが、町に対し、これまで私の思いや電話等による要望が寄せられていることから、沿線住民や温泉利用者で円山地区への交通手段を必要としている方がいることは認識しております。

協議会への沿線住民の参加や説明会の開催については、個別に要望が寄せられていることや、沿線町内会、温泉事業者等への聞き取りを行っていることから、現段階では予定しておりませんが、今後、必要があれば対応を検討してまいりたいと考えております。

6項めは、現実に乗車人員が少ない時間帯や、あまり乗降者が多くない停留所を飛ばし住民要望の多い円山を循環する快速路線バスを午前・午後1便ずつ運行することも住民ニーズに合った交通サービスの提供になるのではないかと、についてであります。

ノッタラインの快速便の運行につきましては、円山循環交通の新たな交通体系のあり方の中で検討した経緯はありますが、ノッタラインの利用者が少ない時間帯においては、岩内円山線運行時の利用者も同様に少ない時間帯であったことから、円山循環交通の利用者ニーズを満たす時間帯の運行は難しいものと考えております。

さらに、現在のノッタラインの1便あたりの所要時間は約1時間20分であり、円山地区を追加することで運行距離及び所要時間が長大になり、市街地の利用者が不便を感じ、利用減に繋がるなど事業全体への影響が懸念されるところであります。

また、運行内容を変更する場合には、国の許認可が必要となりますが、所管する北海道運輸局からは、岩内町のノッタラインは順調に推移している全国的にも数少ない成功例であり、持続可能な地域公共交通の観点から運行ルートの変更については、慎重に検討すべきとの助言をいただいております。

こうしたことから、ノッタラインとは別路線として乗合タクシーによる事業化の検証を進めているところであります。

7項めは、円山循環線路線の復活要望は住民の中に渦巻いています、いつまで検討し、いつをめどに結論を出し実証運行に進めるのか、町長の決断が求められていると考えるが、についてであります。

利用者の僅少などを理由に北海道中央バスが撤退し、岩内円山線が廃止されてから1年7ヶ月が経過し、円山地区の交通体系につきましては、持続可能なものであることを前提に様々な検討を進めてまいりました。

先に申し述べましたとおり、現在、町内タクシー事業者による乗合タクシーの事業化の検証を進めており、できるだけ早期に結論が出せるよう岩内町地域公共交通活性化協議会で引き続き協議を進めてまいりたいと考えております。

## < 再 質 問 >

公共交通活性化協議会に沿線住民が入ってなくても、それぞれの立場で、専門家が知見をもって検討していただいている、そうした中で、円山循環交通も要望を踏まえて協議されているとしましたが、しかし、現在の円山循環線交通を必要とされる方の具体的人数は把握しておりません。

真に、この円山線を必要とする住民の声が反映されていない協議会になっているのではないのか。

少なくとも、円山循環線沿線の住民に直接聞き取りを行って、協議会に反映させることが協議を深めるために必要ではありませんか。

円山線の拡大は、中央バスでは約4キロ、30分のコースでした。充分、いまの路線を快速便にすると、時間、距離とも対応できるものではありませんか。

**【答 弁】**

**町 長：**

住民の移動手段を確保する地域公共交通ノッタラインの快速便で円山循環線を、について、2項目のご質問であります。

1項めは、真にこの円山線を必要とする住民の声が反映されない協議会になっているのではないか、少なくとも円山循環線沿線の住民に直接聞き取りをして、協議会に反映させることが協議を深めるために必要ではないか、についてであります。

岩内町地域公共交通活性化協議会の委員につきましては、地域住民又は利用者の代表や、公共交通の専門家などで構成され、それぞれの立場でのご意見をいただいているほか、沿線町内会、温泉事業者等への聞き取りを行ったうえで、円山循環交通に関する要望も踏まえ、協議されておりますので、沿線住民の声については、反映されているものと考えております。

2項めは、充分、いまの路線を快速便にすると、時間、距離とも対応できるものではありませんか、についてであります。

ノッタラインの快速便の運行につきましては、円山地区を追加することで運行距離が延び、市街地間の利用者が不便を感じるなど、影響が懸念されるほか、国からも運行ルートの変更については、慎重に検討すべきとの助言をいただいております。

こうしたことから、ノッタラインとは別路線として検証を進めているところであります。

## < 再々質問 >

北海道中央バスが運行した岩内円山線が3月31日に廃止になって、1年9ヶ月が経過した。円山線存続を願う住民の多くの切実な声が届かぬまま21ヶ月が過ぎても、いまだ検討中、地域公共交通活性化協議会です。

令和2年1月に予定の会議で、引き続き協議を進め、早期に結論が出せるようにとしたが、早期とは一体いつなのか。

円山循環バスを早く走らせてほしいという住民の願いを、なんと受け止めているのか。

協議会のメンバーで、65歳以上で障がいを持っている委員の方はおりますか。

車を所持せず、公共交通やノッタラインを常時利用している方はいますか。

ノッタラインを走らせることで、不利益を被る方はいますか。

復活要望は渦巻いています。円山循環路線を走らせてほしいという、こうした住民の立場に立って早急に進めることが切望されていると考えますが、再度、答弁を求めます。

**【答 弁】**

**町 長：**

住民の移動手段を確保する地域公共交通ノッタラインの快速便で円山循環線を、についてのご質問であります。

円山循環線路線を走らせてほしいという、こうした住民の立場に立って早急に進めることが切望されていると考えますが、についてであります。

円山地区の交通体系につきましては、持続可能なものであることを前提に様々な検討を進めてまいりました。

先に申し述べたとおり、現在、町内タクシー事業者による乗合タクシーの事業化の検証を進めており、できるだけ早期に結論が出せるよう岩内町地域公共交通活性化協議会で、引き続き協議を進めてまいりたいと考えております。

### 3 地域防災と要支援者世帯への除雪費助成を

12月4日に開かれた総務委員会で、岩内町地域防災計画の意見募集が終わり、寄せられた意見をまとめ、来年の2月には新しい岩内町地域防災計画を住民へ配布できるようにすると報告があった。避難住民となる要配慮者の現状把握は、97.6パーセントが調査済みとした。

町の事務に関する説明書では、75歳を超える住民は2,637名。

人口12,357名の21パーセントにあたる。

要配慮者の中に、75歳以上世帯は何件あるのか。

単身世帯は、このうち何件あるのか。

また、母子世帯、父子世帯、障がい者世帯は何件あるのか。

岩内町の在宅老人除排雪サービス事業では、161件が利用していると報告されているが、この除排雪の範囲はどのように規定されているのか。

この範囲について住民から、本当に通路だけ1本かいていった、玄関の前だけかいていった、もう少し広げて除雪をしてほしいという要望が出されています。

町には、こうした要望は出ていませんか。

屋根に積もった雪や屋根から落ちた雪の処理に対する内閣府の防災情報ページ、雪害では、どんな災害が起こるかで、雪下ろしや雪かきの中の事故、雪下ろしの事故の場合、屋根からの転落事故が多く、高齢者や1人での作業中に多く発生しています。軒下で除雪中に落雪で埋まる、落雪が直撃する事故などが原因とされています。

岩内町におけるこうした死亡事故などは、過去に発生していたのか。

また、冬場の除雪では、どのような事故が岩内町では発生したのか。

内閣府の防災情報ページ、雪害による犠牲者ゼロのための地域の防災力向上を目指す検討会の提言では、高齢者世帯など、雪処理が困難な世帯に対する支援として、市町村は社会福祉協議会、地域住民組織と連携して、カルテやマップの作成により、雪処理が困難な世帯の状況を平時から把握し、連絡協議会、雪処理安全管理員と共有していくとともに、雪害等の緊急時に当該世帯が、市町村、社会福祉協議会、消防機関と連絡がとれる体制の整備を進めることが求められるとした。

避難住民となる要配慮者の現状把握がされた97.6パーセントの方との連絡体制やその整備は行われているのか。

また、こうした連絡体制は構築されているのか。

雪処理が困難な世帯に対して、雪処理の費用を支援する制度が求められ、市町村は道府県と連携して、自力での雪処理が困難な世帯が業者に雪処理を依頼する際の費用を助成・負担したり、除雪券を支給するなどの支援制度の充実が必要であるとした。

社会福祉協議会が、有償ボランティアで個人宅に行う除雪に町の費用支援はあるのか。

中学生や高校生が行っていた除雪ボランティアは、現在、どのような取り組みが行われているのか。

自力での雪処理が困難な世帯が、業者に雪処理を依頼する際の費用を助成・負担したり、除雪券を支給するなどの支援制度の充実が必要と提言されています。

町はこうした対応などを考えていますか。

高齢者世帯等除雪費助成事業として、雨竜町では除雪が困難な高齢者世帯に対し、住居の玄関前通路及び屋根・軒下・窓周りの除雪に係る費用の一部として事業者を支払った額の2分の1。限度額は玄関前の通路の除雪、2万円。屋根、軒下、窓周りの除雪、1万円。限度額に達するまで、何度でも申請が可能。

中川町では、屋根の雪下ろし作業、避難路等の除雪作業で限度額は3万円。

新十津川町では、事業者を支払った額の2分の1。限度額、通路の除雪3万円、屋根の雪下ろしや窓の除雪2万円で、対象は70歳以上、身体障害者手帳1級もしくは2級などが共通の対象世帯となっています。

こうした高齢者世帯等除雪費助成事業の取り組みが、支援が必要な世帯を励まし、冬場の生活に必要と思いますが町の考えは。

また、冬場の老人世帯などの生活支援では、公営住宅に居住する住民の冬の生活通路の確保は何よりも大切です。町は住民のライフラインの確保を優先として、し尿の汲み取りや灯油配達の通路確保を挙げていますが、公営住宅に入居する住民が高齢化し、住み替えのため公募住宅の確保と公募住宅が年間7戸という公営住宅等長寿命化計画の中で、空き住宅が多くあり、道路に面していない通路側に住む住民の冬期間の通路確保は、大きな負担になっています。

公住入居者で70歳以上が多く、また、空き公住が1棟に何戸もある団地の道路に面さない場所の除雪は、除雪範囲に入っていないから、道路ではないからと現に住民が毎日生活のために使っている場所が除雪で困っていたら、タイヤショベルで1回雪を押しことこそ、冬期間、高齢者などへの支援になるのではないのか。

町営住宅条例第3条の4で、良好な居住環境の確保では、町公営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならないとあります。

公営住宅の通路、道路に面さない共有スペースや空き地などの除雪も入居者にとって、便利で快適な居住環境確保のため、また、冬的生活安全確保のためにも除雪が必要なではありませんか。

## 【答 弁】

### 町 長：

地域防災と要支援者世帯への除雪費助成を、について、9項目のご質問であります。

1項めは、要配慮者の中に75歳以上世帯は何件あるのか、単身世帯はのうち何件あるのか、また、母子世帯、父子世帯、障がい者世帯は何件あるのか、についてであります。

要配慮者のうち、75歳以上は1,501世帯、同世帯中、単身世帯は1,133世帯であります。

また、母子世帯が2世帯、父子世帯が該当者なし、障がい者世帯が、326世帯となっております。

2項めは、在宅老人除排雪サービス事業における除排雪範囲の規定と住民からの要望についてであります。

在宅老人除排雪サービス事業につきましては、民間事業者への委託事業として実施しており、業務委託処理要領において、作業の実施箇所を玄関口や町道等の除雪後における段差の解消、及び家屋の損壊を防止するための屋根、窓の除排雪としております。

次に、住民からの要望についてであります。

近年においては、除排雪する範囲の拡大に関する要望については伺っておりませんが、こうした要望があった場合には、日常生活を維持することが事業の目的であることから、町道等までの通行路を確保する範囲で除排雪する旨を対象者に説明しながら実施しております。

3項めは、岩内町における除雪を起因とした死亡事故などは過去に発生していたのか、また、冬場の除雪でどのような事故が岩内町では発生していたのか、についてであります。

岩内消防署で把握しているものとしては、過去5年間では、町内において、除雪を起因とした死亡事故は発生しておりません。

また、除雪中に発生した事故については、屋根の雪下ろしに関する事故が、2件発生しております。

4項めは、避難住民となる要配慮者の現状把握がされた97.6パーセントの方との連絡体制や、その整備は行われているのか、また、こうした連絡体制は構築されているのか、についてであります。

調査終了者のうち、避難行動要支援者名簿に掲載となった方につきましては、訪問調査時に連絡先等を聞き取りしているものであり、要配慮者避難支援システムに入力し、システム管理により、連絡体制についての整備は図られているものであります。

また、各関係機関の連絡体制につきましては、従前より、医療機関や介護サービス提供事業者、庁内の各担当間において、共有可能な情報等についての連絡は、必要に応じ行っておりますが、本年11月6日に改めて、岩内保健所主催で、管内における災害時要配慮者支援対策検討会議を設置したところであり、災害時における要配慮者対策に関し、地域の関係機関による協議・検討を行い、共通認識が必要な情報等の共有により、連絡体制の構築・強化が図られているところであります。

5項めは、社会福祉協議会が有償ボランティアで個人宅に行う除雪に町の費用支援はあるのか、中学生や高校生が行っていた除雪ボランティアは、現在

どのような取り組みが行われているか、についてであります。

岩内町社会福祉協議会が実施しております、有償ボランティア活動事業につきましては、町からの補助金を活用し、毎年度実施されており、その事業の1つとして除雪ボランティア協力員に対し、活動費として、一部支援しているところであります。

次に、高校生等の除雪ボランティアの取り組みについてであります。昨シーズン、岩内高校の体育会系部活動の一環として、独居老人宅の除雪ボランティア活動を取り組みたいと申し入れがありました。希望する期間において、降雪がなかったことなどにより、実施できなかったと伺っております。

町といたしましては、高齢者等が住み慣れた地域で自立した生活を実現するには、地域住民同士による助け合い活動が必要であることから、持続可能なボランティア活動を実施するため、引き続き社会福祉協議会を通じ必要な支援をしております。

6項めは、自力での雪処理が困難な世帯への雪処理費用の助成や除雪券を支給するなどの支援制度に関する町の対応についてであります。

自力での除排雪が困難な世帯につきましては、町が一定要件のもと概ね65歳以上の老人世帯を対象に在宅老人除排雪サービス事業を実施しておりますが、対象者以外でサービスを必要とする方には、岩内町社会福祉協議会が一定要件のもと有償ボランティア活動事業を実施していることから、雪処理費用の助成や除雪券を支給するなどの新たな支援制度の導入につきましては、現時点では実施する状況にはないものと考えております。

7項めは、高齢者世帯等除雪費助成事業の取り組みが、支援が必要な世帯を励まし、冬場の生活に必要と思いますが町の考えは、についてであります。

一部の市町村が実施している高齢者世帯等除雪費助成事業は、本町が実施している在宅老人除排雪サービス事業と、その事業目的は同様で、冬期間における高齢者の日常生活を維持することなどありますが、実施方法や対象範囲、サービス内容等に違いがあり、場合によっては対象者に自己負担が生じることとなります。

しかしながら、本町が実施している在宅老人除排雪サービス事業は、対象者に自己負担が生じることなくサービスを提供するものであります。

今後においても、対象者の経済的負担を軽減するため、自己負担が生じるような助成事業ではなく、現行の在宅老人除排雪サービス事業を継続し、高齢者が冬期間においても、住み慣れた地域で日常生活を送ることができるよう、引き続き支援をしております。

8項めの、公住入居者で70歳以上が多く、また、空き公住が1棟に何戸もある団地の道路に面さない場所の除雪は、除雪範囲に入っていないから、道路でないからと、現に住民が毎日生活のために使っている場所が除雪に困っていたらタイヤショベルで1回雪を押しことこそ、冬期間、高齢者などへの支援になるのではないかと、9項めの、公営住宅の通路、道路に面さない共有スペースや空き地などの除雪も、入居者にとって便利で快適な居住環境確保のため、また、冬の生活安全確保のためにも除雪が必要なのではありませんか、については、関連がありますので、あわせてお答えいたします。

岩内町営住宅条例第3条の4では、良好な居住環境の確保として、町公営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない、と規定されておりますが、これは、

施設の建設整備に係るものであり、通路や駐車場を含む共同施設の維持管理については、町条例第21条第1項において、入居者は、町公営住宅等の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない、として、入居者の義務として規定しており、除雪もこの中に含まれているものであります。

しかしながら、トイレのくみ取りや給油など、生活に支障をきたす状況の場合には、これまでも、緊急として除雪等の対応を行っているところであります。

## < 再 質 問 >

岩内社会福祉協議会が一定の要件のもとに、有償ボランティアでボランティア活動を実施していることから、除雪券を支給するなどの新たな支援制度の導入は実施しないと答えています。

これは、あくまでも一定の要件のもとであって、70歳以上の、障がい者1、2級の住民が必要なときに、限度額はありますが、何度でも屋根の雪下ろしや窓の除排雪などは助成のもとに行うことなど、他町村の施策もしっかり取り入れて、検討すべきではありませんか。

**【答 弁】**

**町 長：**

在宅老人除排雪サービス事業について、他町村の施策も取り入れ、検討すべきではないか、についてであります。

現行の在宅老人除排雪サービス事業につきましては、対象者を概ね65歳以上の老人世帯としておりますが、老人世帯以外の自力で除排雪することが困難な世帯につきましても、日常生活を維持するためには、町が実施する除排雪サービスの提供を必要とする場合があると考えられますので、他町村の施策も参考にしながら、福祉施策として重要な公正・公平性を考慮のうえ、障がいを持った方など対象世帯とすることなど、対象世帯の拡大について、内容の充実を図るよう検討してまいりたいと考えております。

## 4 0歳から12歳までのインフルエンザ予防接種の無料化で子育て支援の住みよい岩内町へ

子どもは、地域の宝です。子どもを安心して産み育てることができるよう、切れ目のない母子保健サービスの供給と保育サービスの充実に努めます。

木村町長が目指した健やかな町づくり政策です。

町は、乳幼児等定期予防接種業務委託料等に2,019万3千円を配分し、麻疹・風疹混合、ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ混合、ジフテリア・破傷風混合、ポリオ、BCG、ヒブ、小児用肺炎球菌、ロタウイルス、水痘、子宮頸がん、日本脳炎、B型肝炎のワクチン接種など、また、乳幼児健康診査・幼児歯科健康診査、母子の健康を守るため予防接種事業や保健対策に力を入れて、子どもを持つ父母の安心・安全を守ってきた。

国立感染症研究所発表のインフルエンザ流行レベルマップ第48週で、北海道は警報レベルとされているが、岩内保健所管轄では西小学校1、3年、学年の学級閉鎖など、インフルエンザが広がっているようです。

現在の町のインフルエンザ罹患状況は。

例年、町が行っているインフルエンザ対策は、どのようなことを行っているのか。

インフルエンザにかかりやすい年齢層についての対策は。

インフルエンザ予防の推奨活動の取り組みは。

インフルエンザは冬季に毎年のように流行し、通常、11月下旬から12月上旬が最初の発生、12月下旬に小ピーク。学校が、冬休みのあいだは小康状態で、翌年の1-3月頃にその数が増加しピークを迎え、4、5月には流行は収まるパターンとされ、先進国における死者は65歳以上が最も多く、小さい子どもも抵抗力が弱いので危ない。肺炎になり治療が遅れると死に至るとされ、全世界では毎年300から500万人がインフルエンザに罹患し、25から50万人の死者を出しています。

岩内町新型インフルエンザ等対策行動計画では、感染者数の想定と被害想定、中等度、重度では、どのような数字を想定をしているのか。

町の高齢者インフルエンザ予防接種は、30年では2,341名が接種を受けていますが、15歳までの予防接種者数はどのようになっているのか。

15歳までの子ども達が接種を受けると推計した場合、接種費用の推計は。

インフルエンザ予防接種は、13歳からは1回接種で済みますが、生後6ヶ月から12歳までは2回の接種が必要です。

生後6ヶ月から12歳までの接種対象人数は。

昨年度この年齢で接種を受けた人数と費用推計は。

インフルエンザ予防接種料金の全国相場は3,529円。

岩内町の接種料金は2,500円です。12歳までの接種予防を希望する子どもを持つ世帯の負担は、5,000円と大きく予防接種を控え、罹患する子どもも考えられます。

他町村で、寿都町は1,500円。共和町は1,000円。泊村は医療機関での窓口負担は無し。

神恵内村は、1歳から中学生は全額助成で、子育て支援に取り組んでいます。

インフルエンザ予防接種に対する町の助成の考えは、どのようになっているのか。

か。

生後6ヶ月から12歳までの接種費用を無料化する全額助成には、どのような問題がありますか。

子どもは、地域の宝です。子どもを安心して産み育てることができるよう、切れ目のない母子保健サービスの供給に努めるという町長の健やかな町づくり政策に合致し、子育て世帯から歓迎される助成と考えますが、町長の答弁を求めます。

**【答 弁】**

**町 長：**

0歳から12歳までのインフルエンザ予防接種の無料化で子育て支援の住みよい岩内町へ、について、10項目のご質問であります。

1項めは、現在の町のインフルエンザ罹患状況についてであります。

北海道が公表しているインフルエンザの感染症発生動向調査によりますと、12月12日時点で、岩内保健所管内は注意報域となっており、インフルエンザ流行の兆しが見られ、本町の小学校の一部学年で学年閉鎖、1つの私立幼稚園では休園となっていることを確認しております。

2項めは、例年、町が行っているインフルエンザ対策についてであります。

インフルエンザの予防対策といたしましては、手洗い等の感染防止対策とワクチン接種が有効とされていることから、町では、防災行政無線などによる啓蒙活動と予防接種法に定められた65歳以上の者、また、60歳から65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の周りの日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及び、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方を対象に、インフルエンザ予防接種費用の助成を行っております。

3項めの、インフルエンザにかかりやすい年齢層への対策についてと、4項めの、インフルエンザ予防の推奨活動の取り組みについては、関連がありますので、あわせてお答えします。

季節性インフルエンザにつきましては、国では、年齢によってワクチン接種の有効性には差があるものの、全ての年齢で感染に注意する必要があるとの見解を示していることから、重症化予防としての高齢者のワクチン接種の助成と、年齢層に関わらず、防災行政無線などによる、外出後の手洗いやマスクの着用などの周知を図っております。

5項めは、岩内町新型インフルエンザ等対策行動計画では感染者数と、被害想定の中程度、重度ではどのような数字を想定しているか、についてであります。

本計画につきましては、ほとんどの人が免疫を持っていないウイルスにより、世界的な大流行と、大きな健康被害をもたらす恐れがある新型のインフルエンザが流行した場合を想定した計画であり、被害想定については、国や北海道の考え方を準拠し、感染者数は3,500人とし、中程度では最大入院患者数56人、死亡者数19人、また、重度では最大入院患者数が224人、死亡者数70人と推計しております。

6項めは、15歳までのインフルエンザ予防接種者数についてであります。

接種人数につきましては、町が行う法定の予防接種などについては、人数等を確認しておりますが、それ以外の任意接種につきましては把握しておりません。

7項めは、15歳までの子ども達が接種を受けるとした場合の費用推計についてであります。

本町の15歳までの対象者人数といたしましては、本年10月末現在で約1,230人となっており、2回接種する年齢を含め、1人分の接種料金を5,000円とした場合、615万円と推計されます。

8項めの、生後6ヶ月から12歳までの接種対象人数についてと、9項めの、昨年度この年齢で接種を受けた人数と費用推計は、につきましては、関連があ

りますので、あわせてお答えいたします。

昨年度、生後6ヶ月から12歳までで予防接種を受けた人数については把握しておりませんが、本年10月末現在で対象となる約970人に対し、接種料金を2回合わせて5,000円とした場合の費用は、485万円と推計されます。

10項めは、インフルエンザ予防接種に対する町の助成の考えと生後6ヶ月から12歳までの全額助成にはどのような問題がありますか、についてであります。

12歳までのインフルエンザ予防接種費用への助成は、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るうえでは、有効な施策であると認識しておりますが、予防接種法に定める定期予防接種に規定されていない、被接種者の責任において接種する任意接種であり、助成に要する費用は全額町の負担となること、加えて、他の予防接種と違い毎年接種する必要があり、継続的かつ安定的な財源の確保が課題ともなることから、現時点では費用の助成の考えには至っておりませんが、子どもを安心して産み育てることができる、切れ目のない子育て支援施策の1つとして、検討すべき事項であることは認識しております。

## < 再 質 問 >

本年10月末で約970人、2回あわせて485万と推計していますが、予防接種費用の助成は子育て世帯の経済的負担の軽減で有効な施策と答えています。

また、切れ目のない子育て支援施策の1つとして検討するべきと認識しているのであれば、なおさら、子どもは地域の宝、子どもを安心して生み育てることができるように切れ目のない母子保健サービスの供給に努めるという町長の政策は、子育て世帯から歓迎されます。

掲げた政策の実現のため、全力を尽くすのが選挙公約ではないのですか。

**【答 弁】**

**町 長：**

インフルエンザ予防接種の無料化で子育て支援の住みよい岩内町へ、についてのご質問であります。

インフルエンザ予防接種費用への助成は、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るうえでは、有効な施策であると認識しておりますが、他の予防接種と違い毎年接種する必要があるため、継続的かつ安定的な財源確保が課題となるものであります。

こうしたことから、全庁的な子育て支援策を協議するために庁舎内に設置した、子ども・子育て支援推進会議の中で、検討してまいります。